

別紙様式第十四号（第百十二条関係）（令元内府令2・一部改正）

上場株券取引所内取引高報告

(1)

全会員合計
取引別合計

年 月分

	売 買 別	委 託		自 己			合 計				
		株 数 株	代 金 円	株 数 株	代 金 円	%	株 数 株	%	代 金 円		
現金取引	売 り										
	買 い										
	売買計										
信用取引	売 り										
	買 い										
	売買計										
発行日取引	売 り										
	買 い										
	売買計										
大量売買 取 引	売 り										
	買 い										
	売買計										
合 計	売 り										
	買 い										
	売買計										

(注意事項)

- 1 毎月分及び毎年分について作成する。
- 2 有価証券等清算取次ぎによるものについては、有価証券等清算取次ぎの委託分を含み、受託分を除く。
- 3 信用取引を決済するための取引及び会員の貸借取引は、信用取引欄に記載する。
- 4 該当取引がない場合は記載を要しない。
- 5 株式会社金融商品取引所においては、本表中「会員」を「取引参加者」とする。

上場株券取引所内取引高報告

(2)

会 員 別
※

年 月分

会員名	会 員 コード	売 買 別	委 託		自 己			合 計			
			株 数 株	代 金 円	株 数 株	代 金 円	%	株 数 株	%	代 金 円	
		売 り									
		買 い									
		売買計									
		売 り									
		買 い									
		売買計									
		売 り									
		買 い									
		売買計									
		売 り									
		買 い									
		売買計									
合 計		売 り									
		買 い									
		売買計									

(注意事項)

- 1 毎月分及び毎年分について作成する。
- 2 有価証券等清算取次ぎによるものについては、有価証券等清算取次ぎの委託分を含み、受託分を除く。
- 3 現金取引、信用取引、発行日取引及び全取引合計の別ごとに作成し、その別を※の欄に記載する。
- 4 信用取引を決済するための取引及び会員の貸借取引は、信用取引に係る表に記載する。
- 5 株式会社金融商品取引所にあつては、本表中「会員」を「取引参加者」とする。

受益証券取引所内取引高報告

(3)	全会員合計
	取引別合計

年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計			
		口 数 口	代 金 円	口 数 口	代 金 円	%	口 数 口	%	代 金 円
現金取引	売 り								
	買 い								
	売買計								
信用取引	売 り								
	買 い								
	売買計								
立会外分売	売 り								
	買 い								
	売買計								
合 計	売 り								
	買 い								
	売買計								

(注意事項)

- 1 毎月分及び毎年分について作成する。
- 2 有価証券等清算取次ぎによるものについては、有価証券等清算取次ぎの委託分を含み、受託分を除く。
- 3 信用取引を決済するための取引及び会員の貸借取引は、信用取引欄に記載する。
- 4 該当取引がない場合は記載を要しない。
- 5 株式会社金融商品取引所にあつては、本表中「会員」を「取引参加者」とする。

受益証券取引所内取引高報告

(4) 会員別
※

年 月分

会員名	会員 コード	売 買 別	委 託		自 己		合 計				
			口 数 口	代 金 円	口 数 口	代 金 円	%	口 数 口	%	代 金 円	
		売 り									
		買 い									
		売買計									
		売 り									
		買 い									
		売買計									
		売 り									
		買 い									
		売買計									
		売 り									
		買 い									
		売買計									
合 計		売 り									
		買 い									
		売買計									

(注意事項)

- 1 毎月分及び毎年分について作成する。
- 2 有価証券等清算取次ぎによるものについては、有価証券等清算取次ぎの委託分を含み、受託分を除く。
- 3 現金取引、信用取引及び全取引合計の別ごとに作成し、その別を※の欄に記載する。
- 4 信用取引を決済するための取引及び会員の貸借取引は、信用取引に係る表に記載する。
- 5 株式会社金融商品取引所にあつては、本表中「会員」を「取引参加者」とする。